

平成 28 年度定例監査所見

概ね適正に執行されているが、以下のことについて更に留意いただき、事務事業の執行にあたられたい。

1. 計画的な財政運営について

財政の健全度が高いものの財政構造は脆弱である。また、近年の大規模事業の実施により町債残高は増加し、それに伴い公債費も増加し、平成 30 年度の定期償還分は約 7 億円と見込まれ、財政の自由度は更に低くなることが予測される。

このため、選択と集中を基軸とした次期総合発展計画の策定とともに、有利な国、県の財源確保に注力するなど計画的な財政運営に努められたい。また、平成 28 年 5 月末現在の未収金累計額（各種税のほか水道料、診察料(病院会計)、保育料を含む）は 3,585 万円余となっており、財源確保や税負担等の公平性の観点からも更なる縮減に向けた取り組みを期待する。

2. 人材の育成、確保について

（1）次世代を担う人材の育成について

①英語指導助手の身分の安定

社会がグローバル化していく中、言語や文化について体験的に理解を深めるとともにコミュニケーション能力の素地を早い時期から養うため、小学校における外国語活動の開始時期の引き下げや、英語の教科化が国において審議されている。一方、町では、独自に英語指導助手を配置するとともに、今年度から中学生海外派遣事業も始めた。

かかる事態に適確に対処するとともに、より実効性を高めるためには、指導体制の強化が不可欠である。英語教育の小中一貫プログラムの整備と併せ、英語指導助手が長期にわたり計画的に教育に従事できるよう、身分の安定について強く要請する。

②自然科学分野における外部人材の活用

町においては読書活動推進員を 2 名配置し、図書館など本に親しむ環境整備はもとより国語授業の充実に大きな成果をあげている。

自然と親しむ機会の減少など実体験の欠如が、科学する心はもとより、違いの容認や生命に対する畏敬の念の醸成に、大きな影響を与えていると言われる。

このため、読書活動推進員の活動成果を踏まえ、算数や理科等の自然科学分野においても、農業やものづくり現場、試験研究機関等での経験を持つ外部人材の活用についての検討を要望する。

(2) まちづくりを担う人材の育成について

まちづくりは人づくりともいわれる。とりわけ人口が減少している当町にあっては、町民一人ひとりの持てる能力を最大限に発揮することが求められ、その観点からも、今年度、New アクション事業が人づくりに力点を移したことを評価したい。

一方、人材を発掘し、育成し、そして支援していく一連の取り組みが不可欠であることから、今後は公民館事業と連携した総合的な展開を期待する。

(3) 町民生活を支える人材の確保について

人権擁護委員、民生委員等の各種相談員や有害鳥獣駆除にかかる猟友会など各分野における数多くの活動によって、町民の生活が支えられていると言っても過言ではない。しかもボランティアとしての活動であり、一人ひとりの利他的行動によって成り立っている。

社会経済環境や住民意識の変化等により、行政需要は今後、更に複雑かつ多様化し、相談員等の機能や役割も拡大するとともに、業務内容は難しさを増していくと思料される。それに伴い、相談員等の確保が困難になっていくことが懸念される。

このため、誇りと情熱を持って進んで相談員等に取り組めるよう、選出の方法や活動支援などについて総合的に検証するなど、行政としての支援のあり方について検討をお願いする。

3. 事務の改善について

(1) 諸規程等の整備について

業務の運営及びその取扱いや事務の内容及びその手続き、更には職員の行動にいたるまで、法令や条例はもとより多くの規則や規程等が定められ、一定のルールにより組織が運営されている。

その規則や規程等については、法令等との整合性、さらには IT 機器の普及等といった社会環境の変化や効率性などの観点から、不断の見直しが求められる。

例えば、財務規則や文書管理規程、事務代決及び専決事務に関する規程などにおいて抜本的に検証し、早急に整備されるよう強く要請する。

(2) 契約事務の改善について

工事の発注、業務の委託や物品の調達など各組織において数多くの契約事務が発生している。契約にあっては、競争性、透明性等を確保することが原則であり、地域住民から不適切との疑念を抱かれないよう、とりわけ一般競争入札によらない指名競争入札や随意契約については、法令や町の規則等の遵守はもとよ

り細心の注意を払い、住民に十分な説明責任を果たすことが求められる。

指名競争入札においては、地域要件も含めた業者指名のルール化とともに、指名業者選定審査会における審査記録の整備について検討を要望する。

また、随意契約においては随意契約理由の明確化とともに、仕様、金額の積算や実績の確認など業務内容の明確化についての徹底を強く要請する。このためにも指名業者選定審査会の活用を要請する。

4. 事務事業の効果的な推進について

業務の執行にあたっては、最小の投資で最大の効果が求められる。このため検証作業を徹底し、廃止も含め、更なる業務改善に取り組む必要がある。とりわけ、地域の資源（人・もの・金）が小さいことから、事務事業の有機的連携を図り、相乗効果の発揮に意を用いることが重要である。

例えば、放課後子ども教室（教育文化課所管）と放課後児童クラブ（健康福祉課所管）については、共通プログラムの実施など一体型の運営についての検討を要望する。また、高齢者の居場所づくりについては、集落単位での元気クラブや町単位での高齢者サロンなど類似事業が実施されている。集落、地区、町の各段階における機能の整理が必要である。

更に、移住、定住者拡大策として移住・交流体験施設の整備や農業研修生等宿泊施設整備が実施されている。これらの運用にあたっては、相互に活用するなど有機的連携に留意されたい。なお、移住に欠かせない情報を一元提供する仮称「移住バンク」の検討を行なっているが、その早期開設を期待する。

5. 危機管理について

（1）地域防災力の強化について

近年、東日本大震災はじめ地震や局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、財産を守る地域防災力の重要性が増大してきている。一方、その中核的な役割を果たす消防団については、少子高齢化の進展、被用者の増加や通勤圏の拡大等もあり団員の充足率が87%と低く、その確保が喫緊の課題となっている。

そのため、処遇の改善や職員の加入はもとより、町内企業等への協力促進に向けた税財政上の措置も含め、広範な検討を要望する。また、消防団員は地域のリーダーとして集落の維持発展に欠かせない人材であることから、地域挙げての取り組みを期待する。

また、自主防災組織が各地域に設置されている。有事において主体的に活動するためには、日ごろの訓練が重要である。その基となる集落毎の防災計画を、ハザードマップが策定されている地域において早急に整備されることを要望する。

(2) 情報管理について

行政には個人情報をはじめ多種多様な情報が存し、常に外部からの攻撃にさらされている。更にマイナンバー制度の施行、そして活用拡大という新たな情報環境を迎えることとなり、その管理がこれまで以上に重要視されている。

このため今年度、ネットワークを機能別に分離し、情報セキュリティの強靱化に取り組んでいる。なお情報の機密性、完全性、可用性を確保するためには、ハード面の整備と併せて、情報を扱う職員の意識面での統一が必要である。環境の変化に則したセキュリティポリシー(情報の取り扱い等に関する内部規定)の更新と職員への徹底をお願いする。

(3) 職員の健康管理について

多くの部署において、休日出勤も含めた時間外勤務が常態化している。創造的で能率的な業務執行を図るうえで、職員の健康維持は欠かせないことから、業務の見直しや体制の整備と併せ、代休や振替休日の確実な取得が必要である。このことは、昨年度の監査においても指摘したところであり、改善に向けた職場環境が形成されつつある。

この流れを確かなものとするためにも、時間外勤務の事前命令の更なる徹底や、特殊事情の把握、共有等を図るほか、代休や振替休日の完全かつ早期取得に向け、発生時点で取得日を特定する仕組みを導入する等の検討を要望する。

6. 議会活動の活性化について

議会は、自治体の意志を決定する機関として、また、執行機関を監視する機関として政策形成、多様な住民の意見の集約・反映、利害の調整などを通じて、その役割を十分に発揮することが求められている。

当町議会は、議会活性化特別委員会を設置し、地域の実情に則した新しい時代にふさわしい議会のあり方について研究、検討を行っており、大いに期待している。

なお、議会報告会については、各地域で開催し、その成果を意見書として提出している。しかしながら、議会報告会が議員個人の共同活動的な性格で実施されている。議会活動の一環として位置付けるとともに、地域を単位とした開催のみならず職域等課題別開催についても検討をお願いする。

また、政務活動費については、全国的に社会問題化している。当町議会においては、議会だよりにおいて収支の状況について公表しており、平成27年度決算審査においても適正な執行について確認している。更に透明性を高め、説明責任を果たす観点からも、使途基準の更なる厳格化と情報開示手続きの簡素化を要請する。